

平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

| | | |
|-------------|--|-------------------|
| No | 6 | 府省庁名 <u>経済産業省</u> |
| 対象税目 | 個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ） | |
| 要望項目名 | 電気事業法の改正に伴う所要の税制措置 | |
| 要望内容（概要） | <p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 全3段階で実施する電力システム改革の第1段階として、電源の広域的な活用に必要な送配電網の整備を進めるとともに、全国大で平常時・緊急時の需給調整機能を強化するため、平成27年を目途に「広域的運営推進機関」が設立される予定。高度な公益性を有するため、定款や役員を選解任等を国の認可事項とするなど、国の強い監督権限が及ぶ認可法人としている。</p> <p>また、第2段階として実施する小売全面自由化に併せて、電気事業法上の事業類型の見直し及びこれに伴う各種関連制度の整備を行うこととしている。</p> <p>・ 特例措置の内容 広域的運営推進機関に対し事業税等の非課税措置を講じるほか、電気事業法上の事業類型の見直しに伴う所要の税制措置を講じる。</p> | |
| 関係条文 | <p>（ ・ 地方税法第24条第1項・第5項（法人税法第2条第6号・第4条第1項・別表第2） ・ 地方税法第25条の2第2項（所得税法第11条第1項・別表第1） ・ 地方税法第72条の5第1項第5号 ・ 地方税法第701条の34第2項（法人税法第2条第6号・別表第2） 等 ）</p> | |
| 減収見込額 | <p>[初年度] 0 (-) [平年度] 0 (-) [改正増減収額] - (単位：百万円)</p> | |
| 要望理由 | <p>(1) 政策目的</p> <p>1. <u>電気の安定供給の確保</u> 東日本大震災以降、多様な電源の活用が不可欠な中で、需要家の選択による需要抑制、広域的な電力融通を促進し、需給ひっ迫への備えを強化する。</p> <p>2. <u>電気料金の最大限抑制</u> 競争の促進や全国大で安い電源から順に使うこと（メリットオーダー）の実現、需要家の選択による需要抑制を通じた発電投資の適正化により、電気料金を最大限抑制する。</p> <p>3. <u>需要家の選択肢や事業者の事業機会の拡大</u> 需要家の電力選択のニーズに多様な選択肢で応える。また、他業種・他地域からの参入、新技術を用いた発電や需要抑制策等の活用を通じてイノベーションを誘発する。</p> <p>(2) 施策の必要性 電力システム改革の第1段階として、電源の広域的な活用に必要な送配電網の整備を進めるとともに、全国大で平常時・緊急時の需給調整機能を強化するため、平成27年を目途に「広域的運営推進機関」が設立される予定。その業務の高度な公益性を踏まえた所要の税制措置を講じることにより、広域的運営による電気の安定供給の確保を促すことが必要。</p> <p>また、第2段階の小売全面自由化に併せて、電気事業法上の事業類型の見直し及びこれに伴う各種関連制度の整備を行うこととしているため、現行の事業類型を前提として規定・措置されている各種税制についても整備が必要。</p> | |
| 本要望に対応する縮減案 | - | |
| | ページ | - |

| | | |
|-----|------------------------|--|
| 合理性 | 政策体系における政策目的の位置付け | <p>3. 資源エネルギー・環境政策</p> <p>【背景となる閣議決定・法律案】</p> <p>○電力システムに関する改革方針（平成 25 年 4 月 2 日閣議決定）</p> <p>○電気事業法の一部を改正する法律案（平成 25 年 4 月 12 日閣議決定、第 183 回通常国会提出）</p> <p>○日本再興戦略（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）</p> <p>二. 戦略市場創造プラン</p> <p>テーマ 2：クリーン・経済的なエネルギー需給の実現</p> <p>②競争を通じてエネルギーの効率的な流通が実現する社会</p> <p>「広域系統運用の拡大、小売及び発電の全面自由化、送配電部門の中立性の一層の確保を 3 つの柱として、60 年ぶりの抜本改革となる電力システム改革を進める。」</p> |
| | 政策の達成目標 | <p>低廉かつ安定的な電力供給の実現</p> <p>（安定供給の確保、電気料金の最大限抑制、需要家の選択肢や事業者の事業機会の拡大）</p> |
| | 税負担軽減措置等の適用又は延長期間 | 恒久措置（広域的運営推進機関に係るもの） |
| | 同上の期間中の達成目標 | — |
| | 政策目標の達成状況 | — |
| 有効性 | 要望の措置の適用見込み | <ul style="list-style-type: none"> ・広域的運営推進機関（広域的運営推進機関は、電気事業法に基づき一を限りに設立される） ・電気事業者等 |
| | 要望の措置の効果見込み（手段としての有効性） | <p>広域的運営推進機関に対し、その業務の高度な公益性を踏まえた非課税措置等を講じることによって負担を抑制し、広域的運営による電気の安定供給の確保を促すことができる。</p> <p>また、電気事業法上の事業類型の見直しに応じ現行の税制措置について整理を行うことにより、適切な課税関係を維持することができる。</p> |
| 相当性 | 当該要望項目以外の税制上の支援措置 | — |
| | 予算上の措置等の要求内容及び金額 | — |
| | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係 | — |
| | 要望の措置の妥当性 | <p>他法令に基づく認可法人についても、公益性の観点から同様の措置が講じられている。</p> <p>また、電気事業法上の事業類型の見直しに応じ現行の税制措置について整理を行わなければ、適切な課税ができなくなる。</p> |
| ページ | | — |

| | |
|--|---|
| 税負担軽減措置等の適用実績 | — |
| 「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績 | — |
| 税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性） | — |
| 前回要望時の達成目標 | — |
| 前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由 | — |
| これまでの要望経緯 | — |
| ページ | — |